

## 栃木県下都賀漁業協同組合内共第 16 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称  
小山市大字立木 1478 番地 6  
栃木県下都賀漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第 16 号
- 3 遊漁規則施行の日  
令和 6（2024）年 1 月 1 日
- 4 認可した遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、栃木県下都賀漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 16 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭（日釣券）、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出（年間券）によりしなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項から第 3 項に基づく遊漁料を同条第 5 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第 3 条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、追込網、四手網、やす突、掛釣（引掛を除く。）、置針（はえなわを除く）又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 遊漁者は、こいを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、追込網、四手網、やす突又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内でなければ、これを用いてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間
毛ばり	全ての区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年 3 月 15 日まで
投網、追込網、四手網、さで網（たも網を含む。）及びオランダ釣（オランダばりに類する着色ばりを使用する場合を含む。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下野市細谷地先細谷堰から上流の区域）、与良川、巴波川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流の区域）、杣井木川、赤津川、出流川及び江川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	上記を除く区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年 3 月 15 日まで

掛釣（引掛を除く。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下野市細谷地先細谷堰から上流の区域）与良川、巴波川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流の区域）、杣井木川、赤津川、出流川及び江川	1月1日から12月31日まで
	上記を除く区域	うぐいを除く遊漁にあつては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から11月30日まで うぐいの遊漁にあつては、3月1日から4月30日まで
やす突	漁場区域全域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで

4 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、餌釣、友釣、どぶ釣、オランダ釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
思川	1 小山市栗の宮大橋（通称間中橋）から下流200メートルの区域	1月1日から12月31日まで（毛ばり釣にあつては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで）
	2 小山市大字洪井地先島田橋から上流両毛線鉄橋に至る区域	同上
	3 小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床から下流400メートルの区域	同上
	4 小山市観晃橋から下流石の上橋に至る区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から8月31日まで
	5 栃木市大光寺橋から下流姿川合流点に至る区域	同上
姿川	1 下野市川中子宮前堰から上流川西堰に至る区域	1月1日から12月31日まで（毛ばり釣にあつては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで）
	2 下野市上台東田橋から下流細谷橋下流50メートルの区域	同上
	3 下都賀郡壬生町大字安塚長田堰の上流100メートル下流100メートルの区域	同上
黒川	1 下都賀郡壬生町表町飯塚堰から上流御成橋に至る区域	同上
	2 下都賀郡壬生町東雲橋から下流東武宇都宮線鉄橋に至る区域	同上
巴波川	小山市大字寒川地先永野川合流点から下流昇明橋に至る区域	同上
永野川	1 栃木市大平町伯仲伯楽橋から上流200メートル下流100メートルの区域	同上
	2 栃木市大平町皆川野田堰から上流400メートルの区域	同上
赤津川	栃木市泉川町菌部用水堰から上流泉橋に至る区域	同上
江川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋から上流100メートル下流100メートルの区域	同上

5 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、餌釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
渡良瀬遊水池第1調整池 内渡良瀬第1貯水池	下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であつて同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の東側である区域（通称谷中区域）	1月1日から12月31日まで

6 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、餌釣、ルアー釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
思川	小山市大字飯塚字老沼の旧河川（なら山沼）	1月1日から12月31日まで

7 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
さで網（たも網を含む。）	円形のものであって口径 50 センチメートル未満のもの又は方形若しくは三角形のものであって長辺の長さ 50 センチメートル未満のもの、1人1本
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
追込網	間口径 1.5メートル未満
四手網	間口径 2メートル未満、1人2組以内
リール式竿釣	1人2本以内
釜	釜に付着使用又は施設する袖、通堤類が各1メートル未満のもの、1人30個以内
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻孔から40センチメートル未満のもの
置針	仕掛けの長さが3メートル未満、針の数2本以内、1人30組以内

8 あゆの友釣にルアーを使用してはならない。

9 あゆを餌釣、オランダ釣及びこれに類する漁法によって採捕してはならない。

10 あゆを採捕しようとする場合においては、撒き餌（寄せ餌）を使用してはならない。

11 雑魚（うぐい及びおいかわをいう。）を採捕しようとする場合においては、付け餌及び撒き餌（寄せ餌）にアミ類及びエビ類（これらの粉末及び抽出物を含む。）を使用してはならない。

12 第3項及び第4項の組合が定める日時は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日まで
あゆ	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年2月末日まで （埼玉県区域においては、6月1日から12月末日までの間で組合が定めて公示した期間）
かじか	4月1日から11月末日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域		期 間
思川	栃木市大光寺町美田東部頭首工上流100メートルの地点から下流大光寺橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
渡良瀬遊水池第1調整池 内渡良瀬第1貯水池	下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であって同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の西側である区域（通称北湖区域）	1月1日から12月31日まで
巴波川	栃木市両毛線鉄橋下流端から上流栃木市小平町原の橋までの区域	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であ

るものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	25センチメートル (埼玉県区域においては26センチメートル)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	遊 漁 料	附加料金	漁 具 及 び 漁 法	魚 種	区 域
年間1等	13,000円	—	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。)、投網、掛釣(引掛を除く。)、やす突、追込網、四手網、置針及び釜	全魚種	特別漁場を除く区域
年間2等	11,000円	—	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。)、掛釣(引掛を除く。))及びやす突	同上	同上
年間3等	6,000円(高等学校の生徒にあっては、2,000円)	—	手釣、竿釣及びさで網(たも網を含む。))	あゆを除く全魚種	同上
1日券(A)	3,000円	3,000円	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。))投網、掛釣(引掛を除く。)、やす突、追込網、四手網及び釜	全魚種	同上
1日券(B)	2,500円	2,500円	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。))、掛釣(引掛を除く。))及びやす突	同上	同上
日釣券	500円	500円	手釣、竿釣及びさで網(たも網を含む。))	あゆを除く全魚種	同上
なら山沼特別漁場1日券	4,000円 (ただし、女性、中学生以下にあっては、2,700円)	—	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)
なら山沼特別漁場半日券(午後のみ)	3,000円 (ただし、女性、中学生以下にあっては、2,700円)	—	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、なら山沼特別漁場1日券を除き、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料(ただし、なら山沼特別漁場を除く)
障害者(身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
女性	年間券のみ前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、ふな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付を受けようとする者は、当該遊漁料の額の半額を納付しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県下都賀漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

附 則

この規則は令和6（2024）年11月19日から施行する。